

下妻市空家等管理活用支援法人募集要領

1 目的

この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定する法人の募集に関し必要事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 指定期間

指定日が属する年度の翌々年度末。なお、指定期間は申請により更新できる。

(2) 業務内容

法第 24 条で定める業務。

3 応募資格

(1) 下妻市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（令和 6 年告示第

164 号）第 3 条に規定する各号全てに該当する法人であること

(2) 市内に拠点を有する、又は複数の市内事業者が会員となっている法人であること

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと

4 募集期間

随時

5 応募方法

この募集に応募するものは、空家等管理活用支援法人申請書に以下の書類を添えて市消防防災課に提出すること。

提出書類	様式等
定款	任意様式
登記事項証明書	写し可
役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面	任意様式
法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面	任意様式
前事業年度の事業報告書及び収支決算書	任意様式
当該事業年度の事業計画書及び収支予算書	任意様式
空家等の管理又は活用等に関する活動実績	任意様式
法第 24 条各号に規定する業務に関する計画書	任意様式
納税証明書	写し可
前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類	任意様式

6 指定の決定

提出書類を下記の審査基準に照らし、下妻市空家等対策協議会で意見を聴取したうえで、市長が支援法人の指定を決定する。原則として書面による審査を予定しているが、対面による審査を実施する場合は後日通知する。

活動目的	・法第24条の業務を行う計画を有する法人であること ・空家等の管理又は活用等を図ることを活動目的としていること
活動実績	・過去に、空家等の管理又は活用等を目的とした活動実績があること、又は、類似した活動実績があること
組織形態・運営体制	・必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること、又は、必要な経費を賄うために、市以外が所管する公共団体の補助金や民間資金を活用する計画があること ・関係する行政機関や民間団体等とすでに連携して活動を行っていること、又は、今後行うことができると確認できること

7 留意事項

申請にあたっては、法及び「下妻市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱」を参照すること。

支援法人として指定されたことによる業務委託料は発生せず、法人として有している経済的基礎や国または地方公共団体からの補助金及び民間資金を活用して事業を実施すること。

8 遵守事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令等を遵守し業務に当たらせること。

9 提出方法

申請を行うものは、下記問い合わせ先まで、必要書類を持参、郵送又はメールにて提出すること。

10 問合せ先

下妻市総務部消防防災課空家対策係

TEL：0296-43-2119

FAX：0296-43-4214

E-mail：anzen@city.shimotsuma.lg.jp